# 矢巾町農業委員会総会議事録

- 1 開催日時 令和2年11月20日(金)午後1時30分から
- 2 開催場所 矢巾町役場 2-2会議室
- 3 出席委員(16人)

会長 16 番 米倉孝一 会長職務代理者 15 番 藤原由明

云文帆伤八连有 10 笛 膝原田明

委員 1番 佐々木昭英

2番 白澤和実3番 中川和則

4番 阿部江利子

5番 藤原弘也

6番 藤原幸藏

7番 藤井 満

8番 藤原啓師

9番 吉田 力

10番 川村良道

11番 村松とも子

12番 佐藤俊孝

13番 白澤克美

14番 川村和男

## 4 議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名

日程第2 会議書記の指名

日程第3 会期の決定

日程第4 業務の経過報告

日程第5 報告第1号 農地法第3条の3の規定による農地の相続届出について

日程第6 報告第2号 農地法第18条の規定による農地の合意解約について

日程第7 報告第3号 転用許可等不要農地の現状変更届出について

日程第8 報告第4号 転用許可等不要農地の現状変更完了届出について

日程第9 議案第1号 農地法第3条の規定による所有権移転許可申請に対する

許否決定について

日程第10 議案第2号 農地法の適用外証明願いに対する許否決定について

日程第11 議案第3号 農地法第5条の規定による農地の転用を伴う所有権移転

許可申請に対する意見決定について

日程第12 議案第4号 農地転用事業計画変更申請に対する意見決定について

# 5 農業委員会事務局職員

事務局長 高橋 保

主 査 煙山 裕

主 事 藤原 佳芳里

#### 6 会議の概要

議長

ただいまから令和2年第11回矢巾町農業委員会総会を開会します。

会議に先立ち、皆様にお知らせします。

本日の総会は、新型コロナウイルス感染症予防のため、事前に議案書を送付しておりますので、時間短縮により進行いたします。

質問、意見や討論等、発言の際は、挙手により発言の意思表示をお願いします。また、発言を許された方は議席番号と氏名を述べたうえで発言くださるよう、よろしくお願いします。

本日の出席委員は16名であります。定足数に達していますので、会議は成立いたします。

それでは、あらかじめ皆様にお配りしている日程に従いまして進めたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議なしということで、日程に従いまして進めてまいります。

議長

日程第1、議事録署名委員の指名についてですが、当職より指名することにご 異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

それでは当職より指名します。5番藤原弘也委員、6番藤原幸藏委員、7番藤井満委員にお願いをいたします。

議長

日程第2、会議書記の指名ですが、当職より指名することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

それでは、当職より指名いたします。農業委員会事務局、煙山裕主査にお願いします。

議長

日程第3、会期の決定ですが、本日1日とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長	それでは、本日1日と決します。					
議長	日程第4、業務の経過報告ですが、主なものについて当職よりご説明いたします。10月26日、議会全員協議会に出席し、来年4月任期満了に伴う農業委員の改選について説明をいたしました。 10月29日の遊休農地解消活動ですが、以前から皆様にお話をしていた〇〇〇の遊休農地について、農地の中に枝が沢山あり、撤去作業を行いました。さらに11月3日には、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇にお願いをして耕起を行っていただきました。主なものは以上でございます。					
議長	なお、その他につきましては、あらかじめお配りしているとおりでございます。何か質疑がありましたら挙手願います。 (「なし」の声あり)					
議長	では、次に進みます。					
議長	日程第5、報告第1号、農地法第3条の3の規定による農地の相続届出について、を議題といたします。議題について、事務局より朗読させます。なお、朗読は表題のみとします。 【報告第1号 朗読】					
議長	補足説明を許します。					
議 長事務局	補足説明を許します。 ありません。					
事務局	ありません。 それでは、質疑がありましたら挙手願います。					
事務局	ありません。 それでは、質疑がありましたら挙手願います。					

題のみとします。

日程第6、報告第2号、農地法第18条の規定による農地の合意解約について、

を議題といたします。議題について、事務局より朗読させます。なお、朗読は表

## 【報告第2号 朗読】

議 長 補足説明を許します。

事務局はい、議長。

議長はい、事務局。

事務局 報告第2号の番号1と番号2の案件について補足説明をさせていただきます。番号1、番号2ともどちらも〇〇〇○さんが耕作されていた農地です。この度、〇〇〇○さんが亡くなられたとのことで、自分の所有している農地につきましてはご遺族の方が耕作されるということですが、借りている農地については耕作できないとのことがございまして、18条解約が出ております。現在、新しい耕作者を探している状況です。以上でございます。

議 長 それでは、質疑がありましたら挙手願います。

(「なし」の声あり)

議 長 では次に進みます。

15番 はい、議長。

議 長 はい、15番藤原職務代理者。

15番 はい、15番藤原です。次の案件は私に関係する案件ですので、退席の許可をお願いします。

議長 15番藤原由明職務代理の退席を許可します。退出するまで、休憩といたします。

休憩 13 時 35 分 (15 番藤原由明職務代理 退席) 再開 13 時 36 分

議 長 再開します。

日程第7、報告第3号、転用許可等不要農地の現状変更届出について、を議題 といたします。議題について、事務局より朗読させます。なお、朗読は表題のみ とします。

【報告第3号 朗読】

議長

補足説明を許します。

事務局

はい、議長。

議長

はい、事務局。

事務局

報告第3号について補足説明をさせていただきます。

こちらは、平成4年に区画整備事業において換地を受けた農地となっております。この時点で農地は登記としては田でしたが、現況は畑であり現在も畑として使用されております。

なお、工事を行わなくとも畑であるため、報告第4号に記載があるとおり、完 了届を受理しております。以上でございます。

議長

それでは、質疑がありましたら挙手願います。

8番

はい、議長。

議長

はい、8番藤原啓師委員。

8番

はい、8番藤原です。土地の表示は田で、変更の概要に畑として利用しているためとありますが、どのように変更するのですか。

事務局

はい、議長。

議長

はい、事務局。

事務局

はい、8番藤原委員の質問にお答えいたします。登記としては田ですが、平成 4年当時から現況としては畑となっておりますので、登記を畑に変えることにな ります。今回、工事等を行わなくても畑であるため、完了届も一緒に受け取って おります。以上でございます。

議	長	あとは、ございませんか。						
		(「なし」の声あり)						
議	長	次に進みます。						
議	長	日程第8、報告第4号、転用許可等不要農地の現状変更完了届出について、を 議題といたします。事務局より朗読させます。なお、朗読は表題のみとします。						
議	長	【報告第4号 朗読】						
議	長	補足説明を許します。						
事務	局	ありません。						
議	長	それでは、質疑がありましたら挙手願います。						
		(「なし」の声あり)						
議	長	では次に進みます。						
議	長	15 番藤原由明職務代理が着席するまで休憩といたします。						
		休憩 13 時 40 分						
		再開 13 時 41 分						
議	長	再開します。						
議	長	日程第9、議案第1号、農地法第3条の規定による所有権移転許可申請に対す						
		る許否決定について、を議題といたします。なお、朗読は表題のみとします。						
		【議案第1号 朗読】						
議	長	補足説明を許します。						

事務局

はい、議長。

議長

はい、事務局。

事務局

議案第1号について補足説明をさせていただきます。お手元の別添資料農地法第3条調査書をご覧ください。番号1から番号4の案件につきまして、農地法第3条第2項各号には該当しないものと思われることから、許可の要件を全て満たしているものと考えます。以上でございます。

議長

それでは質疑に入ります。質疑がありましたら挙手願います。

(「なし」の声あり)

議長

質疑なしと認めます。討論に入ります。討論がありましたら挙手願います。 討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長

討論なしと認めます。それでは、挙手により表決に入ります。

議案第1号、農地法第3条の規定による所有権移転許可申請に対する許否決定 について、許可する旨決するに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議長

挙手全員ですので、許可することに決します。

次に進みます。

議長

お諮りします。

議長

日程第10、議案第2号、農地法の適用外証明願いに対する許否決定について、 日程第11、議案第3号、農地法第5条の規定による農地の転用を伴う所有権移転 許可申請に対する意見決定について、は転用に関する案件ですので一括して議題 としてよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしとのことですので、一括して議題といたします。

### 議長

日程第10、議案第2号、農地法の適用外証明願いに対する許否決定について、 日程第11、議案第3号、農地法第5条の規定による農地の転用を伴う所有権移転 許可申請に対する意見決定について、を議題といたします。議題について、事務 局より朗読させます。なお、朗読は表題のみとします。

【議案第2号・第3号 朗読】

議長

補足説明を許します。

事務局

はい、議長

議長

はい、事務局。

#### 事務局

議案第2号番号1の案件について補足説明をさせていただきます。こちらの申請位置ですが、8ページの地図をご覧ください。申請位置は役場の南側約 $0.7 \, \mathrm{km}$  に位置し、南側は町道矢巾線に隣接しています。市街化調整区域内であり、農地の中に宅地が点在しております。農地区分につきましては、役場の周囲 $1 \, \mathrm{km}$  以内の農地であることから第 $2 \, \mathrm{種農地}$ となっております。

また、提出いただいた方の名前が○○○○○さん、○○○さんお二人の名前になっているのは、所有者がお二人となっているためです。

続きまして、議案第3号の補足説明をさせていただきます。こちらの申請位置ですが、10ページの地図をご覧ください。申請位置は役場の西南側約2.7kmに位置し、北側は町道小泉8号線に隣接しています。市街化調整区域内であり、農地の中に宅地が点在しております。農地区分につきましては、10ha以上の一団の農地でございますので第1種農地となっております。

また、こちらの案件は、今年7月の総会で矢巾町農業振興地域整備地区から除外されることを採決した農地でございます。10月時点で農振が外れております。 譲受人につきましては、所有者である〇〇さんの弟のお子様でございます。〇〇さんのお子様が他県にいるため、農地を継いで耕作するのが〇〇さんとなるため、分家を建築する予定となっております。以上でございます。

## 議長

11月16日に農地転用現地調査を行った、8番藤原啓師委員、12番佐藤俊孝委員のどちらかより調査結果を報告願います。

12番

はい、議長。

議長

はい、12番佐藤俊孝委員。

12番

はい、12番佐藤です。農地法の適用外証明願いに対する許否決定にかかる現地 調査について意見を述べます。

11月16日に藤原啓師委員と2人で現地調査を行いました。調査結果の意見内容は、一つ当該土地は、昭和61年頃から住宅用地として利用されてきました。この度、住宅建設にあたり登記を確認したところ、農地であることが判明しました。昭和61年は今から遡ること30数年。判断基準となる20年以上を上回っている案件であることから、農地としての原状回復は著しく困難と判断されます。意図的な違反転用と見なされる案件ではありません。以上のことが確認されたことから、農地法の適用外を証明するにあたり、止むを得ない内容と判断いたします。

続いて、農地転用の現地調査についてですが、同じく11月16日に藤原啓師委員と2人で現地調査を行いました。調査結果について意見を述べます。当該農地は、農振白地であり生産性の高い農地ではありません。転用申請面積は農家分家住宅の建築に要するに最小の面積と判断されること、なお、申請者は市街化区域内に宅地等を所有していないこと、以上のことから転用はやむを得ないと判断されたところでございます。以上でございます。

議長

その他、補足説明がありましたら説明願います。

(「なし」の声あり)

議長

それでは、質疑がありましたら挙手願います。

(「なし」の声あり)

議長

質疑なしと認めます。討論に入ります。討論がありましたら挙手願います。 討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長

討論なしと認めます。それでは挙手により表決に入ります。

議案第2号、農地法の適用外証明願いに対する許否決定について、証明を許可

する旨決するに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議長

挙手全員ですので、証明を許可することに決します。

議長

議案第3号、農地法第5条の規定による農地の転用を伴う所有権移転許可申請 に対する意見決定について、許可相当として意見する旨決するに賛成の委員の挙 手を求めます。

(賛成者挙手)

議長

挙手全員ですので、許可相当として意見することに決します。 次に進みます。

議長

日程第12、議案第4号、農地転用事業計画変更申請に対する意見決定について、を議題といたします。議題について、事務局より朗読させます。なお、朗読は表題のみとします。

【議案第4号 朗読】

議長

補足説明を許します。

事務局

はい、議長

議長

はい、事務局。

事務局

議案第4号の案件について補足説明をさせていただきます。当案件は、申請人が一時転用により砂利採取を行っていましたが、新型コロナウイルス禍により、砂利の需要が伸び悩み、申請時の計画より砂利の採取及び搬出が遅れたことにより、期間の延長が必要となったものです。

事業計画の変更はやむを得ないと判断したところでございます。以上でございます。

議長

それでは質疑に入ります。質疑がありましたら挙手願います。

(「なし」の声あり)

15番 はい、議長。

議 長 はい、15番藤原職務代理者。

15番 はい、15番藤原です。施設の概要にあります、工期以外は当初計画のとおりと ありますが、一年間延期をしても賃借料は変わらないという理解でよろしいです か。

事務局はい、議長。

議長はい、事務局。

事務局 15番藤原職務代理者の質問にお答えいたします。賃借料も変更なしと聞いております。以上でございます。

議 長 あとは、ございませんか。

15番 はい、議長。

議 長 はい、15番藤原職務代理者。

15番 はい、15番藤原です。所有者には承諾を得ているのですか。

事務局はい、議長。

議長はい、事務局。

事務局 はい、15 番藤原職務代理者の質問にお答えいたします。事業変更申請書に契約 書が付いており、契約期間の変更等が入っております。契約書に所有者のサイン と押印があるため、所有者の同意を得たと認識しております。

議長しあとは、ございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。討論に入ります。討論がありましたら挙手願います。 討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

## 議長

討論なしと認めます。それでは挙手により表決に入ります。

議案第4号、農地転用事業計画変更申請に対する意見決定について、許可相当 として意見する旨決するに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

## 議長

挙手全員ですので、許可相当として意見することに決します。

## 議長

以上で議事のすべてを終了しましたので、総会は閉会といたします。 みなさま、大変お疲れ様でした。

終了 13:56

以上は、令和 2 年 11 月 20 日、矢巾町役場 2-2 会議室において開催された、令和 2 年第 11 回矢巾町農業委員会総会の経過及び結果であり、その相違なきことを証するためここに署名する。

令和	年	月	日	
議		長	会 長	
議事録署名委員			5番	
IJ IJ			6番	
			7番	